

障がいのある方のための陶芸体験教室 作ってみようあなただけの器

日 7月2日(休)午後1時30分～3時
所 総合福祉センター3階よつば
対 市内在住の障がいのある方と家族
定 8人(多数抽選) 費 500円(材料費)
申 6月8日(月)～26日(金)に直接または、電話・FAX・Eメールでドルチェ ☎042-490-6675
☎042-444-6606 ①dolce@ccsw.or.jp



(社会福祉協議会)

つらい介護はさようなら 上手に身体を使う介護のしかた

安心して介護ができるよう、知識と簡単な体の使い方をお伝えします。少しでも介護が楽になるヒントを学びましょう。

日 7月3日(金)午前10時～11時30分
所 文化会館たづくり10階1002学習室
対 中浜崇之(介護ラボしゅう代表)
定 申し込み順30人 費 無料
申 専用フォームから申し込み、または電話で(公財)調布ゆうあい福祉公社 ☎042-481-7711



専用フォーム

認知症サポーター養成講座

日 7月8日(休)午前10時～11時30分
所 文化会館たづくり8階映像シアター
対 市内在住・在勤・在学の方
定 申し込み順50人 費 無料
他 受講者に認知症サポーターカードを進呈
申 ①(公財)調布ゆうあい福祉公社 ☎042-481-7711

高齢者こころの相談室

日 7月8日(休)午後
所 文化会館たづくり3階301会議室
対 認知症の方を介護している市民
対 高橋佐和(臨床心理士)
定 申し込み順1人 費 無料
申 ①電話で高齢者支援室 ☎042-481-7150

簡単! 10の筋力トレーニング講座

日 7月14日(休)午後2時～3時30分
所 富士見地域福祉センター
対 65歳以上の市民で要介護・要支援・日常生活支援総合事業対象者認定を受けていない方。医師から運動制限を受けている方は医師に相談後受講
対 リハビリ専門職 定 申し込み順25人
申 ①6月8日(月)から専用フォームまたは電話で高齢者支援室 ☎042-481-7150



専用フォーム

暮らしの情報

税金・保険・年金

申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)不適用のお知らせ

ふるさと納税において申告特例(ワンストップ特例)制度を申請されていた方が、適用条件を満たしていないため不適用となったことをご知らせする通知です。本通知が届いた方は、不適用となったことで所得税における寄附金控除と市民税・都民税の寄附金税額控除が適用されない場合があります。詳細は市HPをご確認ください。

市HP 市HP

国民年金のオンライン手続き(電子申請)

国民年金手続きの一部は、マイナポータルから電子申請が可能です。

①国民年金(第1号被保険者)加入の届出

- ②免除・納付猶予申請
- ③学生納付特例申請
- ④付加保険料納付(辞退)申出
- ⑤付加保険料納付該当(非該当)届
- ⑥産前産後免除該当届
- ⑦口座振替納付(変更)申出兼還付金振込方法(変更)申出
- ⑧口座振替辞退申出

詳細は日本年金機構HP参照

調ねんきん加入者ダイヤル ☎0570-003-004(050から始まる電話からは ☎03-6630-2525) (保険年金課)

後期高齢者医療制度の被保険者が交通事故などに遭ったとき

交通事故など第三者から受けたケガなどの医療費は、加害者が過失割合に応じて負担しますが、届け出により後期高齢者医療で保険診療を受けることができます。この場合、自己負担分を除いた医療費を東京都後期高齢者医療広域連合が一時立替え、後で加害者に請求します。診療を受ける際には、事故による受診であることを必ず医療機関に申し出てください。

また、事故に遭ったら、保険年金課後期高齢者医療係(市役所2階)に必ず届け出てください。必要書類(被害届など)は、事故の状況などを聞き取ったうえで案内します。事故日から30日以内に提出してください。※交通事故の場合、事故証明書が必要となるため必ず警察にも届け出てください

調保険年金課 ☎042-481-7148

ごみ リサイクル

新たに家庭用廃食用油の平日回収拠点を開設

6月5日(金)から平日の家庭用廃食用油の回収拠点を3箇所開設します。

◎めじろ作業所

(国領町1-3-1 1階)

日 平日午前10時～午後4時

◎希望の家本場

(富士見町2-16-33)

日 平日午前9時～午後5時

◎下石原びいす

(下石原1-9-6)

日 平日午前10時～午後4時

他 施設の都合により臨時休業の場合あり。詳細は市HP参照

調資源循環推進課

☎042-306-8781



住まい・街づくり・環境

西調布駅周辺地区に関する都市計画変更の案の縦覧

都市計画の案/調布都市計画地区計画西調布駅周辺地区地区計画の変更・調布都市計画用途地域の変更・調布都市計画高度地区の変更について

告示日/6月17日(休)

縦覧・意見書提出期間/6月17日(休)～7月1日(休)(平日午前8時30分～午後5時)

他 意見書提出方法などの詳細は市HP参照

縦覧場所/まちづくり推進課(市役所7階)、市HP
調まちづくり推進課 ☎042-481-7444

調布駅周辺地区及び布田地区の都市計画変更に関する原案説明会(オープンハウス形式)

日 ①6月12日(金)午後6時30分～8時 ②13日(土)午前10時～11時30分(いずれも入退場自由)

所 文化会館たづくり12階大会議場

◎調布駅周辺地区地区計画及び布田地区地区計画変更原案の縦覧

告示日/6月11日(休)

縦覧期間/6月12日(金)～25日(木)の平日

縦覧場所/まちづくり推進課(市役所7階)、市HP
他 地区計画変更原案について、6月12日(金)～7月2日(木)に区域内の土地所有者などは意見書の提出可
調まちづくり推進課 ☎042-481-7453

令和8年度 国民健康保険税の主な改正内容

令和8年度からの主な変更点を、市HPでお知らせしています。具体的な税額は、7月初旬発送予定の令和8年度納税通知書でお知らせします。

市HP



主な改正内容

●子ども・子育て支援金分の創設

令和8年度から全ての医療保険で、新たに子育て支援のための財源として「子ども・子育て支援金」の賦課・徴収が開始されます。国民健康保険においても、従来の3区分に加え、子ども・子育て支援金分が合算されます(18歳未満被保険者の均等割額については全額軽減)。

●均等割額・所得割税率・課税限度額等の改定

調布市の国民健康保険事業は、加入者1人当たりの医療費が増加傾向で推移し、慢性的な財源不足が生じています。令和8年度は、財政健全化に向けた保険税率の改定と課税限度額の改定を実施し、財政の健全化を進めます。

あわせて、国民健康保険税(均等割額)の軽減対象世帯を拡充し、低所得者の負担軽減を図ります。

調保険年金課 ☎050-1720-3706

令和8年度の保険税率などの改定内容

医療保険分	均等割額	3万500円
	所得割税率	5.80%
	課税限度額	66万円
後期高齢者支援金分	均等割額	1万900円
	所得割税率	2.08%
	課税限度額	26万円
介護保険分	均等割額	1万2600円
	所得割税率	1.84%
	課税限度額	17万円
子ども・子育て支援金分	均等割額	2000円
	所得割税率	0.30%
	課税限度額	3万円

※限度額は、課税年度における年額

●市民課の休日窓口

日 6月13日(土)・28日(日)、7月11日(土)※広域交付による戸籍証明書などの発行は不可 日 午前9時～午後0時30分
所 調市民課(市役所2階・マイナンバーカード窓口(市役所1階101会議室)) ☎042-481-7041～5